

大阪広域環境施設組合規則第11号

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（平成27年規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第6条関係） [表 別紙2 挿入]	別表（第6条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額（大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例（平成27年条例第40号）第5条に規定する補償基礎額をいう。以下同じ。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

[別表（第6条関係） 別紙1]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941 円	12,957 円
20歳以上25歳未満	5,436 円	12,957 円
25歳以上30歳未満	6,049 円	13,985 円
30歳以上35歳未満	6,272 円	16,696 円
35歳以上40歳未満	6,693 円	19,689 円
40歳以上45歳未満	7,049 円	21,505 円
45歳以上50歳未満	7,096 円	22,898 円
50歳以上55歳未満	6,994 円	25,189 円
55歳以上60歳未満	6,570 円	25,319 円
60歳以上65歳未満	5,473 円	21,022 円
65歳以上70歳未満	3,940 円	16,117 円
70歳以上	3,940 円	12,957 円

[別表（第6条関係） 別紙2]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,263 円	13,442 円
20歳以上25歳未満	5,872 円	13,442 円
25歳以上30歳未満	6,380 円	14,842 円
30歳以上35歳未満	6,712 円	17,619 円
35歳以上40歳未満	7,078 円	20,649 円
40歳以上45歳未満	7,268 円	21,971 円
45歳以上50歳未満	7,433 円	22,886 円
50歳以上55歳未満	7,290 円	24,916 円
55歳以上60歳未満	6,975 円	25,385 円
60歳以上65歳未満	5,860 円	21,314 円
65歳以上70歳未満	4,060 円	16,075 円
70歳以上	4,060 円	13,442 円